

(議事内容)

事務局から開会のあいさつがあった。

犯罪被害者等施策の進捗状況について、関係省庁構成員から順次説明が行われた。

事務局 まず、全体の施策の推進状況等について簡単に報告をさせていただき、その後、先生方から御指摘等があった事項で、内閣府で申し上げるべき点について報告させていただく。

初めに、資料の全体の説明をする。

まず資料 1 として、A 4 横長で 2 枚ほどの図表がある。これは、基本計画に盛り込まれた施策全体の説明、アウトラインを示したような表である。

資料 2 は、概要版が 4 ページほど、十数ページの詳細版で、それぞれ基本計画の進展状況をまとめたものである。

資料 3 は、先生方からの施策全般状況について、予めいただいた所感をまとめさせていただいたものである。

資料 4 は、先生方からいただいた施策の推進状況に関する質問、御意見等をまとめたものである。資料 4 について、回答の説明の便宜上、内閣府から以下、担当省庁別に分けたものと、質問、テーマに応じて内容ごとに分け、基本計画と対照としている表と両方を付けているので、見やすい方でご覧いただきたい。

それでは、資料 1 と 2 で、全体の状況を補足的に述べさせていただく。

まず、大きな一覧表の資料 1 についてである。ご覧のとおり、これは主な施策だけを拾い上げており、いろいろな施策を「直ちに」やるもの、「1 年以内」「2 年以内」と分けている。現在平成 20 年の 12 月ということで、17 年 12 月から見るとちょうど丸 3 年が経過したところであり、主な施策がほとんど何らかの形で実行に移されているわけである。一覧表の右側の方に二重の四角で囲ってあるのが、3 つの検討会である。御案内のとおり基本計画の中で幾つかの重要な課題について検討会を設けて、その検討会の結果を踏まえて施策を推進するとされた。去年の 11 月にその検討会の最終とりまとめが行われ、それに基づく施策が今進んでいるところである。

それから、1 枚目の最後「3 年以内」となっていた厚生労働省の PTSD 等の治療関係施策等についても、今般、ここに書いてあるように研究成果を踏まえた対応がされているということである。

2 ページ目に、法律所定の時期にやるということになっていた、「刑事手続への関与拡充」の最後のところにある法務省所管の少年法への対応だが、少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、一定の対応がとられ、この 12 月に制度がスタートした。進展具合はそれぞれの施策によって違うわけであるが、概ね順調に進んでいるものと思っている。

資料 2 として文章で書いてある概要版あるいは詳細版については細かい説明は省略するが、1 点だけ「詳細版」の 3 ページ真ん中辺りにある「(4) 基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ新たに実施しているもの」ということで「オウム真理教犯罪被害者等の救済【警察庁】」がある。内容はここにあるとおり、議員立法でオウム真理教犯罪被害者に対する特別の救

済措置がとられ、これが今年6月11日に成立している。この内容は、オウム真理教による一定の犯罪被害の被害者及びその遺族に対し、被害類型に応じた見舞金的な性格の給付金を支給するというものである。テロについての対応ということで検討会でも議論があったが、この点は議員立法でこういった措置がとられ、この実施については警察庁で担当することになっている。あとは、時間の都合で説明等は省略させていただく。

つぎに、内閣府で担当する、先生方からの御指摘等については資料4になる。適宜、資料2の詳細版を参照いただきたい。

まず、番号1については「経済的支援に関する検討会で検討された基金の創設状況について」ということで、大久保先生からいただいている。この関係については、資料2の詳細版の2ページに該当箇所がある。直接「基金」ということは書いていないが、「経済的支援に関する検討会」でいろいろ議論がされた経緯がある。その中で、犯給制度などを充実するにしても、やはりどうしても公的な救済の対象とならない被害者が出てくるであろうと考えられる。そういう方の中で、個別の事情に照らして何らかの救済の手を差し伸べないとこの犯罪被害基本法の趣旨を全うできないと思われるような特別の理由があるものに対しては、民間の浄財による基金において一定の給付を行うような仕組みを構築すべきだという指摘をされている。

したがって、私どもは、これについては早急に何らかの形をつくる必要があると認識している。ただ、主体はあくまでも民間の浄財による基金ということなので、なかなか私どもの方で直接どうこうとは言えないが、この点については、警察庁に御協力をいただき、鋭意、民間の皆さんとお話し合いをしていただき、現在、そのような仕組みをつくる方向で具体的な準備を検討しているという状況である。これについては、近く具体的な形ができてくるのではないかという見通しを立てている。

2番目については、山田先生からいただいている「長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討状況について」であり、これは厚労省と共通の質問になろうかと思う。これについても、「経済的支援に関する検討会」において、いわゆる重度の障害を負われたような方への給付金の引き上げという提言を踏まえ、警察庁で所管している障害給付金の最高額を自賠責並みの4,000万円に引き上げるといった対応がされている。

3番目は、「地方公共団体における総合的対応窓口の設置状況について」ということである。山田先生、大久保先生からいただいている。これについては、詳細版8ページの一番下にあり、「地方公共団体に対応窓口の設置等を要請する」という部分になる。このテーマについては、今日お手元にお配りさせていただいている「地方公共団体における犯罪被害者等施策に関する調査」という冊子の中に出ている。都道府県のレベルにおいては、29ページの表がわかりやすいと思うが、47都道府県のうち31が、この時点で対応窓口を置いている。その後、今夏に調べたところでは、県レベルでは5つ増えて36、政令指定都市については、17政令指定都市のうち6都市となっている。28ページの方に、何%ぐらい設置されているか、あるいは設置予定がどれだけかが掲載されているが、これよりは少し数字がよくなっている。

市町村のレベルについては、左のグラフでは、設置しているところが全体の17.7%、設置予定が

1.4%で、合わせて19.1%にとどまっている。これは1年近く前になってしまい、最新の数字はないが、そういう状況になっている。御指摘のようにこの点については理由がいろいろあるかと思うが、やはり不十分であると私どもも認識しており、これまでもいろいろな機会に要請をしてきた。今後、特に来年1～2月にかけて全国6ブロックで、地方公共団体職員を対象とした研修も実施することになっており、そういう機会などを通じてこの点についてはしっかり指導していきたいと考えている。

4番目は「コーディネーター育成のあり方についての検討結果について」、山田先生からいただいている。現在、私どもの方で、全国被害者支援ネットワークなどを初めとする民間団体の研修に資することができるよう、支援員の皆さんのレベルアップを図る意味で、研修カリキュラムのモデル案を作成することになっている。このモデル案を鋭意作成検討中であり、最終的には、人材制度というか、検定制度というか、そういう一定のものが民間の皆さんでできればという趣旨で取り組んでいる。コーディネーターについてもその一つとして検討させていただいている。

ただ、コーディネーターというのはどの程度の方のことを指すかにもよるが、かなり高度な知識・経験、幅広い能力も要するというので、こういうカリキュラムをつくってコーディネーター制度というのになじむかどうかということも議論としてはあり、それらも含めて、関係の皆さん等の意見を聞きながら、研修のあり方や人材育成について、今、取り組んでいるところである。

5番目の「犯罪被害者の状況把握のための継続的調査」に関して内閣府では、継続調査としてパネル調査を実施している。具体的に特定の人をお願いして継続的な調査をすることにしているが、不用意な調査は二次被害にもなるので、支援団体等の皆様から被害者の御協力いただける方を御紹介いただき、特にお願いして継続して調査をさせていただいている。

もう一つ、幅広い観点で被害の状況を把握したということでWeb調査をしているが、このWeb調査については、御指摘のように特定の人に対し継続的に行うというのがなかなか難しい。Web調査は業者に委託して実施しており、契約上の問題もあるが、何らかの形でそういう継続的な調査の趣旨というか、実態を継続的に把握することができるよう、可能な限りの工夫をしながら今後も取り組んでいきたいと思っている。

6番目は、大久保先生等からいただいているが、「民間の犯罪被害支援団体等への民間団体への援助・支援のあり方が不十分ではないか」という御指摘である。これについては、今、民間団体でいろいろな活動を積極的に展開していただいているわけであるが、そういう中で、特に財政的基盤等について非常に厳しい状況にあるというのは、私どもも承知している。そういう中で何とか少しでも援助ができるということで努力はしているところである。

具体的には、内閣府としては、地方公共団体から民間団体へ援助ができないかということで、地方公共団体の地方財政措置の中で一定の犯罪者支援について位置づけをしていただき、都道府県レベルのものは地方交付税措置を今年度とらせていただいている。それから、警察の関係で、これはまた別に警察庁の方から話もあろうかと思うが、警察費の補助金を活用したいろいろな援助等もあり、そういったものも可能な限り拡充するというので努力しておるところである。

それからもう一つ、私どもとして意識してやっているが、こういった援助が、公的なものと同時

に、民間の皆さんが理解を深めていただけて支援いただける、民間の浄財というか、そういうものが集まるといいわけだが、これに資するために「モデル事業」を地方で実施している。そういった意識を広く国民の皆さんに持っていただく、あるいは地方自治体の皆さんに持っていただくために、いろいろな形でのモデル事業を実施している。広い意味で啓蒙・啓発をして、理解を得て、民間の皆さんの資金的な面での援助についても機運が高まるようにということで実施している。

それともう一つ、先ほど研修カリキュラム事業のことを申し上げたが、民間の皆さんがさまざまな事業を展開する上で、全国的に統一的に、こういうものがあつたらやりやすいというものについては、私どもの方でできるものは行うという意味で、研修カリキュラム事業や関係機関の連携を強化するためのハンドブックの作成事業もやっている。こういったものを使っていただけるようにするというのも、一種の民間団体の皆さんへの援助の1つという意味合いもあると思っている。

しかし、いずれにしても、公的な部門の財政事情が厳しいというのは日々いろいろな報道等されているとおりであるが、民間におかれても、こういったいろいろな社会公益上のものへの協力というものもなかなか厳しいものがあるというように聞いており、この点については、今後とも私どもとしてもいろいろな工夫をしながら努力をしなければいけないと認識しているところである。

構成員（省庁） まず「質問・御意見等」の2ページになるが、岡村先生、中島先生からいただいた「性犯罪被害者の緊急避妊等に要する国庫補助金の支出状況」「現在この制度が利用できる都道府県はどのくらいあるのか」という御質問についてである。警察庁では、基本計画に基づき、性犯罪の被害に遭われた方に対する精神的、経済的負担の軽減を図るということを目的として、緊急避妊等に要する経費について、平成18年度から補助金として予算措置をしている。

施策の詳細のペーパーの2ページの一番上の丸になるが、現在、緊急避妊に要する経費については、すべての都道府県において公費で負担するという制度を実施しているところである。また、それ以外の経費については、初診料、診断書料、検査費用については全都道府県で、人工妊娠中絶については38都道府県で、全部または一部の公的負担が実現しているところである。

また、支出手続については、直接医療機関に支払う方法であるとか、被害者に立替払いをお願いする方法など、各都道府県によって現在異なっている状況がある。これらについては、被害者の利便性や各都道府県の現状を踏まえて、改善できるものは改善を図るべく検討を行っているところである。平成20年度における緊急避妊等、今、申し上げた費用の予算措置状況については、これは補助金であるが、警察庁の予算としては1億1,200万円措置をしており、これに対して各都道府県における予算措置は合計して約5,900万円という状況になっている。警察庁としては、全都道府県で十分な予算措置が図られるように今後も指導をしてまいりたいと考えている。次に、支給の状況については平成19年中の統計となるが、緊急避妊費用の支給が603件、診断書料については1,050件、初診料については1,751件、検査費用が885件、人工中絶の費用が8件、これらに支給しているところである。

続いて、山田先生から「被害直後及び中長期的な居住場所の確保の問題について不十分ではないか」という御提言をいただいている。警察の部分について御説明を申し上げたいと思う。殺人、傷

害あるいは性犯罪などのいわゆる凶悪事件が発生して、その被害現場が自宅であった場合、被害者あるいはその御家族、遺族の方々にとって物理的に居住が困難な状況となったり、あるいは居住可能であったとしても、被害現場ということで恐怖感、あるいは不安感、あるいは精神的苦痛を受けたりすることは少なくないものと考えている。このような状況を受け、基本計画においても、犯罪等によって従来の住まいに居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、必要な措置を講ずることが求められている。警察においては、被害者等の保護の観点、あるいは再被害の危険を回避するというところもあるので、平成 19 年度から、自宅が犯罪行為の現場となって破壊された、あるいは汚損されたなど、居住が困難で自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難するための安全な居住場所、ホテルやウィークリーマンション等を確保するために必要な経費を公費負担し、経済的、精神的負担の軽減を図るために、これも補助金になるが、予算措置を講じているところである。平成 20 年度における予算措置については、補助金として約 3,200 万円措置を講じており、これに対し 33 の都府県において予算化が図られているが、その合計は約 600 万円ということになっている。警察庁としては、全都道府県で予算措置が講じられるように、これも引き続き指導してまいりたいと考えている。

それから、警察庁に対する御質問等の 3 番目である、先ほど内閣府の方から説明があった、「民間支援団体への支援」、特に「財政的援助」の問題についてであるが、警察では、民間被害者支援団体の活動を支援・促進して被害者支援の一層の拡充を図ることを目的として、幾つか補助金措置を講じている。一つ目は、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託として、平成 20 年度予算で 1 億 2,700 万円計上している。

二つ目は、民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託として、これも補助金で今年度 4,500 万円を措置。三つ目は、民間被害者支援団体に対する広報啓発活動業務の委託として、やはり補助金措置、これは 6,000 万円の予算になっている。四つ目が、これは国費であるが、民間被害者支援団体等に対する活動支援として 1,100 万円の予算措置を講じているところである。

これに対し、これは各補助金だが、都道府県における予算措置を見てみると、まず、相談業務の委託については 41 県で 8,800 万円、直接支援業務では 25 都道府県で 600 万円、広報啓発活動では 35 都道府県で 1,800 万円という状態であり、これは必ずしもまだ十分ではないと警察庁としても考えているところである。こういった状況を踏まえ、これまでも各都道府県警察に対しては予算化、とにかく知事部局に予算を認めてもらうように各種会議等を通じて指示を行ってきているところである。

更に今般、犯罪被害者支援法に基づいて、国家公安委員会において作成された犯罪被害者等の支援に対する指針においても、民間支援団体への財政的援助に努めることという項目が盛り込まれており、今後、この指針に基づき、先ほど申し上げた警察による財政的援助が更に充実するように、あるいは地方公共団体等からも必要に応じた財政的援助がなされるように働きかけを行う、そういう取組みを促進してまいりたいと考えている。

構成員（省庁） 法務省の関係では「刑事裁判終了後の被害者支援施策の実施状況について」と

ということで、大久保委員から説明を求められているところである。

この項目は、基本計画の記載を見ると、更生保護官署が保護司との協働態勢のもと犯罪被害者等に対しその被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施するというものである。更生保護官署であるが、具体的には全国50か所にある保護観察所である。この関係の施策については、平成19年12月から、被害者の方のための業務に当たるため、全国50か所の保護観察所において、被害者担当官、被害者担当保護司というものをすべて配置し、被害者の方々からの相談に応じるという施策を行っているところである。

いろいろな被害者の方々から相談をしていただけるように、専用の電話番号を設け、ホームページあるいはリーフレットにそれを掲載しているところである。昨年12月から今年の9月末までの10か月間で、全国の保護観察所が犯罪被害者の方々から受けた相談件数は、合計すると611件であった。相談の内容はもちろんさまざまだが、例えば仮釈放審理における意見等聴取制度など、更生保護の被害者施策の利用に関するお問い合わせなども少なくないところである。また、その問い合わせをきっかけに、いろいろと辛い思いをされてきた気持ちをお話しされて、それに耳を傾けるといふこともしばしばである。例えば、そういった被害者の方々がその保護観察所に来所され、保護観察中の加害者の様子を知りたいという相談を受けることもある。そういう場合には、先ほど申し上げたような被害者担当官、それから女性の、男性の場合ももちろんあるわけだが、被害者担当の保護司が直接お話をお聞きして、保護観察中の加害者の処遇状況についてお伝えするというところも行い、その過程で、被害者御自身の不安であるとか、あるいは辛い気持ちを聞いて欲しいということで、そのお話をじっくり伺うというようなことも行っているところである。

こうした相談・支援については、引き続き二次的被害のないように気をつけながら、被害者の方々のお気持ちを受けとめるとともに、いわゆる「たらい回し」といったようなことにならないように注意しながら、できる限り支援を行っていきたいと考えているところである。それに向けて、担当する者の研修の実施も重要であると考えており、被害者の方々により広く使っていただけるように、広報にも努めてまいりたいと考えているところである。

構成員（省庁） 最初に、中島委員、岡村委員の方から「大学の医学の分野あるいは法科大学院でどのように犯罪被害者等に関する教育が行われているか」その状況について御質問いただいている。

まず、医学分野であるが、精神医学であるとか、あるいは医学心理学といった精神医学系統の授業科目で取り扱われているものと承知している。大学によって内容はさまざまであり、私どもが各大学の授業の状況について必ずしも十分把握しているわけではないが、東京医科歯科大学では、司法精神医学といったような形で取り扱っておられるというように承知をしている。

また、地域・家庭・職場における精神保健衛生であるとか、あるいは児童・青年期の精神障害であるとか、あるいは不安障害、ストレス性障害といった文脈の中で扱っておられる例もあるという、いろいろな形で行われているというように承知をしている。

一方、法科大学院においては、「被害者学」であるとか「犯罪被害者と法」といった名称を冠した授業科目を開設しておられる例もあるが、そういった授業科目がない場合でも、「刑事法特論」であるとか「刑事法総合」といった授業科目の中で、犯罪被害者の実態であるとか法的地位、損害回復の方法であるとか被害者支援といったことについて取り扱われているものと承知している。

大学の教育内容のことであるが、なかなか私どもが直接的に関わっていくというのは難しい面があるが、文部科学省においては、平成 19 年度、20 年度の「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」、これは大学教育の中の特に高度専門職業人養成について、特に優れた特色あるプログラムをモデル的に取り出して重点的に支援する仕組みであるが、その仕組みの中で、愛知大学の「犯罪被害者支援による地域貢献プログラム」といったものを採択させていただき、犯罪被害者支援のための新たな教育方法の開発であるとか、地域への還元を図る取組み、そういった支援をしているところである。

資料の 3 ページ目になるが「被害少年に対するカウンセラー、学習支援について」、岡村委員から御質問いただいている。私どもの方では、教育委員会が小・中・高等学校にいわゆるスクールカウンセラーを配置するために必要な経費の一部を補助するという形で、その配置の促進を図っているわけであるが、その中で、平成 19 年度からは、特に事件の被害者となった児童生徒の心のケアを行うために緊急にカウンセラーを派遣するための経費についても、補助対象として支援をするということを始めさせていただいている。御参考までに、スクールカウンセラーの配置校は、平成 19 年度で、中学校で 8,839 校、小学校で 1,988 校、高等学校で 633 校となっている。更に、小学校について、児童が気軽に相談できるように、退職された先生方などの地域の方々をお願いして、子供と親の相談員のような形で配置をするという事業も進めさせていただいている。その相談員の配置校は、平成 19 年度で 1,049 校となっている。カウンセラー等の状況は以上である。

4 番目に「児童虐待の早期発見についての研究あるいは体制整備が不十分ではないか」という御指摘を山田委員からいただいている。この点について、文部科学省においては、平成 17 年度から 18 年度にかけて、学校等における児童虐待防止に向けた取組みに関する調査研究を実施させていただいた。その中で、学校の先生方、各教職員は、被虐待児童生徒はどの学校、どのクラスにも存在し得るという危機感を持って対応することが必要であること、そして、学校等は、学童や児童・生徒に網羅的に目配りができ変化に気づきやすい立場にあることを自覚して対応することが必要であること、それから、児童虐待を抱え込むことなく早期に関係機関に通告することが必要であること、学校内体制を整備し、組織的に対応することが必要であること、そして、関係機関との連携を強化することが必要といったことが指摘されており、併せて、いろいろな実態、取組みの事例、課題などについても整理をされているわけである。私どもの方では、この調査研究報告書を各教育委員会に送付し、取組みの推進をお願いしてきているわけであるが、更に、この調査研究の成果を踏まえ、虐待防止に関する研修資料を、今、作成しているところである。今後、各教育委員会等にこの研修資料を配付し、積極的に活用いただくように促してまいりたいと考えている。

このほか、毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」といったものを活用し、広報や啓発活動を実施しており、生涯学習・社会教育主幹部課長会議、あるいは生徒指導担当の指導主事会議といった

各種会議を通じ、児童相談所への通告義務であるとか法改正の趣旨といったことについて周知に努めている。それから、専門家の配置について、各学校にスクールソーシャルワーカーとか、先ほどのカウンセラー等もそうであるが、そういった外部の専門家を配置するといったことを通じ、学校の教育相談体制の充実を図ると同時に、児童虐待の早期発見のための取組みを支援しているところである。

養護教諭についても「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」というものを作成し、本年1月に全国の教育委員会、学校に配付している。そういったことで、いろいろと工夫はしているが、児童虐待の早期発見、万全を期するためにはまだまだ課題が多いと考えている。厚生労働省などの関係府省庁とも連携を図りながら、今後とも児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えている。

5番目の「学校における犯罪被害者の人権教育あるいは犯罪抑止教育の実態」あるいは「具体的な教育プログラムの内容」「実施の頻度」等について、岡村委員、山田委員から御質問いただいている。

まず、人権教育については、私どもの方で大きく二つの事柄がある。一つは、人権教育に関する実践的な研究を委嘱する事業、「人権教育開発事業」と言っているが、その人権教育総合推進地域の指定、これは平成20年度で45地域を指定している。

人権教育研究指定校、これは学校の指定であるが、これを平成20年度では102校指定させていただいて、それぞれ実践的な研究をしていただくといったことが一つある。もう一つは、国レベルで指導方法等に関する調査研究を行って、その成果を普及するということを実施している。この国レベルの調査研究については、平成16年度に第一次まとめ、第二次まとめは平成18年度に行われており、人権教育の目標であるとか、理論的な指針といったものを示させていただいているわけである。更に、本年3月には、第三次とりまとめとして、こういった事項や考え方への理解を深める、そして実践につなげていけるように、実践事例などを収集掲載した新たなとりまとめを行っている。私どもとしては、この事例集等を各教育委員会に通知するとともに、ホームページに掲載して、どなたでもご覧いただけるようにすると同時に、全国の国公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に冊子として配付をしている。それから、特別行政法人の教員研修センターという、全国レベルでそれぞれの地域の指導者の研修を行っているものがあるが、そのセンターの事業として、人権指導者養成研究というものを実施しており、そこでも活用していただく。そういったことを通じ、現場への定着を促しているといった状況である。

学校における犯罪抑止教育の充実については、各学校では、教育課程の内外を通じて犯罪抑止に関連するさまざまな取組みをやっていただいているが、私どもが直接関わっているものとして、警察庁と連携させていただいて、非行防止教室というものの充実に取り組んでいるところである。御案内かもしれないが、非行防止教室は、子供の規範意識であるとか社会性、危険回避能力を育成することなどを目的として、各学校がそれぞれの地域の实情に応じて関係機関と連携して実施するものである。私どもとしては、非行防止教室のプログラムの事例集であるとか、あるいは実際に非行防止教室を担当していただく教師用の指導資料を作成して配付し、また各種会議等を通じて、その取組みの充実をお願いしている。その事例集においては、若干御紹介をさせていただくと、校則をテ-

マにしたディベートを行うとか、あるいは犯罪被害者遺族の方に講演会でお話をさせていただいてその話を伺うとか、あるいは地域に「子供 110 番」というものがあるが、そういったものも活用して家庭と連携した犯罪防止の取組みを行うとか、あるいは変質者に襲われた際の護身に関する実技指導であるとか講話をしていただく。あるいは、出会い系サイトによる被害防止のための携帯電話に関する生徒同士のディスカッションをするといった犯罪抑止、あるいは子供への犯罪防止につながる取組みを事例集の中で紹介をしているということである。このような取組みは、ある程度幅広く行われており、薬物乱用防止教室といったものもあるが、そういったものも含めると、平成 19 年度で約 2 万 4,000 校延べ約 620 万人の子供たちが参加して実施されていると承知をしている。

一方、家庭における「いのちの教育」への推進についてであるが、私ども、家庭教育に関するヒント集ということで「家庭教育手帳」というものを作成・配付している。一人一人の親御さんが家庭を見つめ直してそれぞれ自信を持って子育てに取り組んでいただけるように、そういった契機にさせていただけたらということで配付しているものであるが、その中で、自然の中で体験活動に参加させる、あるいは動物や草花を大切に育てたりするといったさまざまな生き物とその死に触れる機会を意識的に用意して、子供に生命の尊さや大切さを実感する機会を持つといったことについて盛り込んでいるところである。この家庭教育手帳は、妊娠期の親御さん、それから公立小学校の 1 年生、5 年生の子供を持つ保護者全員の方に配付し、子育てのヒント集として活用いただいているほか、PTA の研修会、あるいは子育て講座のテキストといった形で活用いただいている。平成 21 年版から配付方法を変更して、電子データによる配付を行うこととしているが、全国の教育委員会等に対し、乳幼児、小学生等を持つ各家庭への配布、あるいはさまざまな学習機会等の活用についてお願いをしまいたいと考えている。家庭教育のことであり、なかなか私ども直接関わっていくということには難しい面もあるが、いろいろな形で情報提供するなど工夫をして取り組んでまいりたいと考えている。

最後になるが「大学の教職課程におけるカウンセリングあるいは心のケア関連の内容について」の御質問を、大久保委員からいただいている。大学の教職課程においては、現在、教育職員免許法の施行規則において、教職課程の学生さん全員がカウンセリングに関する基礎的な知識を含めた教育相談の理論及び方法について必ず勉強していただくという仕組みになっている。また、教員養成系の大学院レベルになるが、臨床心理士といったカウンセリングあるいは心のケアに関連する専門の職業資格の取得に必要な授業科目が開設されているというのが一般的になっており、実務経験のある方を含めて、専門教員の配置も各大学でかなり進んできているというように承知している。

具体的にどのように取り扱っているかということについては、大学によってさまざまであるが、学部段階の教職課程では「教育相談論」といった授業科目を必修科目として設けて、児童虐待あるいは PTSD といった児童の犯罪被害に関連する事項を含め、カウンセリングあるいは心のケアに関する基礎的事項を扱っているというのが一般的ではないかと承知をしている。文部科学省においても、これらの内容に関する知識、理解は、教育現場で先生方にとって極めて重要な資質能力の一部だと考えており、今後ともこれらの教育内容が充実されるよう、いろいろな形でお願いをしまいたいと考えている。

構成員（省庁） まず、1番目は、岡村専門委員から御指摘を賜った「犯罪発生直後のシェルターの確保及び実施状況」であるが、DV被害者及び人身取引被害者についての婦人相談所一時保護所は全国に現在47か所ある。このほか、一時保護の委託契約施設が261か所ある。一時保護の状況だが、こうした婦人相談所、委託契約施設を含め、平成19年度において6,478人を一時保護等している。うち7割の4,549人が、夫等の暴力を理由として保護されている。人身取引被害者の一時保護は36名、このような状況である。

2番目は、山田委員御指摘の「被害直後及び中長期的な居住場所の確保」についてである。これについては、「児童虐待」のケースと「DV被害者及び人身取引被害者」のケースに分けて御説明申し上げたい。

まず、児童虐待のケースであるが、一時保護所あるいは一時保護の委託先、これは児童福祉施設とか病院、警察で保護する対応がとられている。虐待を受けた児童など要保護児童については、児童相談所長が必要と認めた場合には、児童養護施設に入所、あるいは里親に委託をするということとなっている。実績は、平成19年度において、児童養護施設が564か所、乳児院が121か所、児童自立支援施設が58か所、それから情緒障害児短期治療施設が31か所である。里親は7,934名である。また、この11月に児童福祉法の一部改正法案が成立し、里親制度の見直しによるさらなる里親委託の促進、それから子どもはファミリーホームと呼んでいるが、小規模住宅型の児童養育事業、養育者のお住まいにおいて5～6人の子供たちを養育するような事業の積極的な展開を図り、社会的な養護体制の拡充のための方策を積極的に進めたいと考えているところである。

DV被害者、人身取引被害者のケースであるが、冒頭申し上げたとおり、婦人相談所一時保護所が全国に47か所、それから一時保護委託先が261か所となっている。この一時保護の間の平均在所日数は14.4日となっており、この間にDV被害者の心のケア、あるいは自立生活に向けての支援、サポートを行っている。一時保護後の状況であるが、DV被害者の4,426人のうち、婦人保護施設へ374人、民間団体へ164人、母子生活支援施設へ477人、その他の社会福祉施設へ238人が居住地を移し保護されている。この数字を足すと被害者数の大体3割であり、その他の7割のDV被害者については、自立、帰宅、帰郷、帰国、あるいは病院へ移送となっている。人身取引被害者については、これまでのところ、日本で結婚したごく一部の例外を除き、すべて母国に帰っている。

3番目は、大久保委員から御指摘のあった「職業安定所職員への研修状況」であるが、3つに分けて行っており、1つは一般職員、それから2つ目は安定所の管理職、3つ目は4～5年目の中堅どころの職員という、この3つのパターンで研修を行っている。この中において、主に犯罪被害者が受ける二次的な被害、精神面、生活面の状況について取り上げるということで、犯罪被害者と直接かかわる可能性のある職員に対し、被害者の心情を理解させるような研修を実施している、このような状況である。

4番目は、山田委員からの「基本計画の中で第2の1の(3)～(10)、医療関係の実施検討状況、施策の実行性」について御説明申し上げる。

まず(3)は、PTSDの診断及び治療に係る医療保険適用の範囲の拡大ということであるが、

平成 18 年度の診療報酬改定において、PTSDの診断のための心理テストについて、新たに保険適用とした。また、20 歳未満の者に対して、心身医学療法を行った場合、診療報酬上の評価を引き上げるといった措置を併せて講じたところである。

(4) は、地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の確保という点である、私ども補助事業等を通じて初期救急医療を担う休日の夜間急患センター、二次救急医療を担う共同利用型の病院、三次救急医療を担う救命救急センターの整備の促進を図っているところである。なお、御案内のとおり、近年、救急医療をめぐる「たらい回し」等の大きな社会問題も起きてきているところであり、20 年度の補正予算において、私ども「管制塔機能」と呼んでいるが、患者さんの病態に応じてこのベッドが空いているということについて采配ができるような、そういったコントロールができるような救急医療機関を支援する。地域全体で救急患者を受け入れる体制を整備すること。2 つ目に、夜間等の受入れ医療機関の円滑な選定を支援するコーディネーターの設置を支援する。3 点目に、地域の各医療機関の機能、専門性について、地域住民に情報提供し、救急医療の適正化についても国民の理解を求め、こういった取組みを講じているところである。

(5) は、救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備ということであるが、救命救急センター等で犯罪被害者が搬送された場合に、救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が速やかに行われるよう、精神科との連携を深める必要がある。これを全国の救命救急センターに周知したところである。更に、平成 20 年度の診療報酬改定において、救命救急センターでの精神保健指定医による自殺未遂者等への診療報酬上の評価を行ったところである。

(6) は、高次脳機能障害者への支援の充実であるが、この点については、平成 13 年度から 17 年度までモデル事業を行い、高次脳機能障害支援モデルということで、標準的な訓練プログラムを作成し、支援のネットワークづくりに着手をいたしたところである。18 年度からは、こういったモデル事業を引き継ぎ、高次脳機能障害支援普及事業ということで、都道府県にそれぞれ支援の拠点機関、これはリハビリセンターであったり病院であったりするわけであるが、これを設置し、支援コーディネーターによる専門的な相談支援等を行っているところである。その拠点機関の設置状況であるが、20 年 3 月末日現在で 32 都道府県 43 施設であり、現在、全都道府県の設置を目指しているところである。

(7) は、長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施ということであるが、新しい改正医療法に基づき、平成 20 年度から各都道府県における新たな医療計画が実施されることとなっている。この医療計画の中で、医療圏の設定であるとか、あるいは基準病床数に関する事項、地域医療支援病院の整備の目標等のほかに、長期療養を必要とされる患者さんなどを含め、地域の患者さんが継続的に適切な医療を受けられるようにするというところで、医療連携体制に関する事項なども定めることにいたしているところである。

(8) は、思春期精神保健の専門家の養成であるが、精神保健福祉センターであるとか保健所、医療機関などの医師、保健師さんなどに対し、思春期児童の心のケアに関する専門研修を医師コースとコメディカルコースと 2 つ分け、それぞれ年 2 回開催している。平成 13 年度から毎年継続的に開催してきており、19 年度までの受講者数は、医師が 923 名、コメディカルが約 2,000 名となっ

ている。

(9)は、少年犯罪被害者のための治療等の専門家の養成・体制整備及び施設の増強に関する施策の実施ということであるが、この点については、岡村専門委員からの御質問にも併せて御回答申し上げたい。少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備、施設の増強に関する施策として、さまざまな子供さんの心の問題とか、児童虐待とか、発達障害に対応するために、都道府県域における拠点病院を中核として、各医療機関、あるいは地域の保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図ることとしている。また、中央拠点病院、これは成育医療センターを予定しているが、成育医療センターの整備を併せて行い、都道府県の拠点に対する技術的な支援等を実施しているところである。また、児童相談所の体制整備も促進しており、20年4月1日現在で、児童相談所197か所に児童精神科医79名、児童福祉司1,358名、児童心理司1,013名ということで、前年度に比べて増員をさせていただいたところである。こうした施策により、児童虐待以外にも対応させていただいているところである。

最後に(10)は、性暴力被害者のための医療体制の整備に関する施策の検討及び実施ということであるが、性暴力被害者がどこの病院にかかってよいかわからないということがあってはいけないので、医療機能情報提供制度という制度を設けて、これによって婦人科、精神科、心療内科などを有する医療機関の情報を提供するという事業を実施している。

それから、医療法上、広告規制というものがあって、これまで性暴力被害者のカウンセリングは認められてなかったが、これもそういったカウンセリングを実施している旨を医療機関が広告ができることとしたところである。

構成員(省庁) 御質問を2点いただいております、大久保委員より「公営住宅への優先入居等における罪種別入居」、山田委員より「公営住宅への優先入居等がなかなか進んでいないのではないかと」という御質問をいただいております。続けてお答え申し上げます。

公営住宅における犯罪被害者等のための施策としては、1つ目は、公営住宅に優先的に入居していただくという施策。

2つ目は、公営住宅を目的外使用という形で使用することでお入りいただくということ。

3つ目は、DV被害者については、公営住宅は原則同居親族がいることが要件であるが、DV被害者の特性にかんがみ、その同居親族要件をなくすというこの3つ施策、優先入居、目的外使用、同居親族要件緩和という形で進めさせていただいております。

その具体的な状況であるが、昨年の10月現在で都道府県と政令市に調査をさせていただいた。調査結果であるが、まず、優先入居という形では、255戸が優先入居として御使用いただいております。内訳としては、DV被害者が251戸、DV被害者以外の犯罪被害者が4戸という形である。それから、目的外使用として例外的に使用していただいているのが50戸であり、うちDV被害者49戸、犯罪被害者1戸という形になっている。また、DV被害者の方の単身入居については、26戸という形で御入居いただいております。

公営住宅等の優先入居がなかなか進んでいないということの御指摘であるが、ちょうど昨年10

月の1年前、18年12月にも同様の調査をしている。公営住宅への優先入居については、18年は実は191戸ということであった。先ほど御説明したように、19年には255戸という形になっている。目的外使用については、18年12月には32戸であったのが、19年には、先ほど御説明したように50戸という形になっている。また、DV被害者の単身入居についても、12戸から26戸という形で、増加はしておるのかなということである。ただ、公営住宅については、御承知のように全国平均で約10倍の倍率である。また、東京都だけを取り上げてみても30倍弱という形で、かなりの厳しい状況という中ではあるが、数の上では進んでいるというようには理解している。

ただ、基本的には、公営住宅の扱いについては地方公共団体に御判断いただくということが原則である。そういう中で、こうした犯罪被害者等の方に対する優先入居等を講じるという措置につき、条例改正などを行ってそのようなことに取組みたいという自治体が多いわけであるが、未だそのような予定はないと御回答いただいている自治体も9県ほど残っている。したがって、改めて、こうした自治体については、条例改正等を講じて犯罪被害者等の方々に対する措置をしっかりと講じるよという御理解を続けてまいりたいと思っているところである。

質疑応答及び自由討議が行われた。

構成員 ただいま説明を受けた国土交通省にお尋ねしたいと思う。

18年度と比べると、被害者の方の入居状況が増えているというお話であった。その中で、私がこの質問をそもそもさせていただいたのは、DVの場合は割と入りやすいということがあるが、実際の犯罪被害者の方は応募しても落とされてしまうということが現実に多いことから、その辺りを知りたいと思いこのような説明を求めた。18年度は、例えば全部で191件、あるいは目的外使用では32件ということが増えていたということであったが、18年度には犯罪被害者の方が入居できたという実績はあるのか。

構成員（省庁） 18年の中でDV被害者以外の方がどれだけかということであるが、今、18年の手元の資料というのは持っていないので、推測するに、恐らく圧倒的が多くがDV被害者なのだろうと思っている。

構成員 それも踏まえ、今、困っている犯罪被害者の方がなるべく優先的に入れるように、また御指導の方もお願いしたいと思う。

構成員（省庁） 基本的にいまだに措置を講じていただいていない自治体については、改めて趣旨を理解していただくようにするとともに、犯罪被害者という理由だけではなくて、ほかの所得要件その他、総合的にしっかりと勘案して、優先的に入れるべき人というのは、その枠に入るように、引き続き自治体についてお願いしてまいりたいと思っている。

構成員 1つだけ例に挙げてお尋ねするわけだが、例えば被害直後及び中長期的な居住場所の確保について先ほどお尋ねしたところ、警察庁と厚生労働省と国土交通省からそれぞれに御回答いただいた。大変ありがたいと思うが、これらの3省庁の横の連携というのはそれぞれどうなっているのか。これは必ずしも住居場所の確保の点だけではなく、ほかの点についてもそれぞれの省庁間の連絡は密に行われているのかどうか。それから、地方公共団体と省庁との関係は、連絡協議会など、そしてまた指導というわけにはいかないかもしれないが、その辺もどうなっているかということをお尋ねしたいと思う。どの省庁という質問でないのでお答えが難しいかもしれないが、おわかりになればひとつお願いしたい。

事務局 全体の各省庁の犯罪被害者施策についてのとりまとめは内閣府ということになるので、今の居住の問題は別にしても、平素は関係省庁の連絡会議というのを節目、節目で開催しており、今年は2回開催している。それから、犯罪被害者白書のとりまとめ等で、事務的にはいろいろなテーマについてそれぞれ調整し合うということもあるので、事務レベルではいろいろな連絡を必要に応じてとっている。また、個別の案件やテーマごとに、例えば内閣府で、犯罪被害給付制度に絡むような検討をするときには、警察庁が国内の既存の制度を持っているので、警察庁と私どもで連絡をとり合うなどしている。あと、個別のテーマで各省ごとに、内閣府で全体をやるというのと同時に、必要があれば当然それはされているのだと思う。居住の問題については、警察の方では、被害直後を担い、もう少し長中期的には別のところと承知しているが、補足で説明いただければお願いしたいと思う。

構成員（省庁） 一時居住場所の関係については、当然、中央レベルでいろいろな内閣府のとりまとめの会議等で、それぞれ連携しながら検討を進めてきているが、実際は、例えば警察の立場で申し上げると、先ほども申したような要件に当たるものについてはとりあえず何とかするということから始まって、一時避難措置をいつまでやるかということについては、関係者あるいは関係機関に引き継ぐというのが一つのメルクマールになっている。したがって、現場レベルでいろいろな協議会等を通じて連携がとれているということを前提に考えると、その辺の連絡等はある程度できているものと考えているところである。

構成員 いずれにせよ、今後ともそういう連絡を密にさせていただいて、「隣は何をする人ぞ」ということのないようお願いを申し上げたいと思う。

構成員 先ほど文部科学省から、スクールカウンセラーについてはお話があったが、学習支援についてはお話がなかった。私の質問は、被害少年に対する学習支援についても質問しているわけだが、それはいかがか。

構成員（省庁） 学習支援については、基本的には教員が担当することであるので、スクールカ

ウンセラーのような特別な別途の人員配置が行われているわけではないが、そういった問題が重要な問題としてあるということは折に触れて各種会議等で取り扱っており、そういったことで、各学校あるいは各教育委員会でそれぞれ対応していただくように、お願いをしてくれているというような状況である。

構成員 私、この間、東京都教育委員会主催で、幼稚園から高校まで、学校の先生 600 人の前でお話したが、こういう制度を知らない。教育委員会も知らなかった。基本計画があること自体、知らなかった。だから、ここにあるような人権教育、犯罪被害の教育を行っているかときくと、命を大切にしましょうと教えているということだったが、被害者教育はやっていない。それで、私は、基本計画の該当箇所をコピーして送ってあげた。下の方には、それくらい徹底していない。基本法のあることも知らないし、基本計画があることも知らない。そういうのが教育の現場である。だから、文部科学省がいろいろ言うだけではなくて、実際に現場をご覧いただいて指導していただかないと、これは実現しないと思う。

構成員 私どもとしては、いろいろな機会に申し上げているつもりになっていて、実際には、今、お話のように現場にきちんと届いていないといった実情があるのではないかと思う。改めて、私ども持ち帰り、各現場に徹底する工夫について考えてみたいと思う。

構成員 また、学習支援については学校の先生がやるということになっているというお話しだったが、加害少年は少年院で国費でやってもらっている。ところが、被害少年は家で寝たきりになって学校へ行けない。怖くて学校へ行けない。その妹たちも行けない。そういう場合に、単に学校にだけ任せていいのかという点で基本計画の議論もされたはずである。だから、学習支援は、学校の責任、学校でやるのだということは、結局、今まで文部科学省が何もやってないのではないかと思った。だから、これは、責めるわけではないが、加害少年は教育をちゃんと国で受けている。これから、家で寝ている被害少年、怖くて学校へ行けない少年をどうするかという立場で、是非お考えいただきたい。文部科学省だけで手に負えないのなら、もっとほかの機関と連携してやるように内閣府の方でもお願いしたいと思う。

構成員 経済的支援に関する検討会に関連した基金のことだが、今回の改正で、不十分な点とか抜け落ちている部分というのは、この基金に集約されたようなところがあるので、我々は非常に期待と不安を持っている。先ほど「準備を進めている」というような表現だったかと思うが、時期的にどの辺をめどに、あるいはどの程度の規模を考えておられるのかということ、大変な仕事だと理解しているが、その点、もしアナウンスできることがあれば願いたい。

事務局 御指摘の基金、最初、大久保先生からもあった基金について、実は経済的支援に関する検討会でいろいろ議論が出て、とりまとめに「基金」という言葉が非常にたくさん出てくる。実は、

少なくとも2つ、種類の違う基金という言葉があって、1つは普通の基金であるが、もう1つ、テロの被害があったときに特別立法をする、あるいは急遽、官民による基金のようなものをつくってテロ被害者に対する支援をする。これは海外のイギリスとかのテロがあったときの事例などを参考にして、そのようなとりまとめがされたということである。また、基本計画等の議論があったときから、1つの被害者団体なり、被害者の皆さんへの支援の特に経済的なあり方として、官民による基金を作って、財政的な手当ができないかという議論もあった。

実は、そういう基金のうち、最初のお答えで私が申し上げたのは、本来は警察庁が所管している犯罪被害給付制度で給付の対象になるような、ほぼそれに近いような方であるが、例えば期間が経過してしまったとか、あるいはどうしても法律上は過失になってしまうが非常に故意に近い、そういう例外的な事例があって、しかもその方が非常に経済的にも苦しい立場におられるという場合に救えるような仕組みとしての基金については何とかめどが立ってきたということである。

そういう次元とは別に、緊急のテロがあったとか、あるいはもっと広い意味で、先ほど財政的支援の話、援助が出たが、そういったものの支えになるような、財政規模も大きくしたような基金ということになると、それをすぐ作るというようなことは、恐らく難しいので、検討会のとりまとめでもそういう記載はなかったのだらうと思っている。率直に言って、その点は今何か話が進んでいるかという、なかなかそういう状況にはない。そちらの方の問題は、先ほどからの議論で言うと、むしろ関係団体への経済的支援、財政的支援をどう充実していくかという中で、努力をしていく方の話になるのかというように考えているところである。

前者の話で、警察庁の方でもう少し具体的に話せるのであれば、願いたい。

構成員（省庁） 今、内閣府から話のあった、既存の公的な救済制度の対象にはならないけれども、救済が行われないと基本法の趣旨を全うできないと思われるような特別な事情のある事案、迅速かつ円滑に救援を行う仕組みを早期に必要とされているものについて、内閣府から各省庁に既存の基金を活用した取組みが可能かどうかということについて検討を行うよう要請があった。当庁に対しては、既存の基金である財団法人犯罪被害救援基金の活用ができないかということで、具体的なお話があった。この財団法人犯罪被害救援基金については、御案内かと思うが、民間浄財を基本として、犯罪被害遺児等への奨学事業その他の犯罪被害者に対する救援事業を行っている団体である。これに対して検討をお願いしていたところ、非常に限定的ではあるが、公的救済の対象とならず、かつ当該救済制度そのものを拡充してしまうと制度本来の根本を揺るがすことになるような場合であって、被害者等が現に著しく困窮しているなど特別に救済を図るべき事情があるようなごく限られた被害者等の救済ということであれば、年間上限2,000万円程度の支援金を支給することは可能であるという御回答をいただいたところである。現在、そういった事業の実施に向けて、基金と連携を図りながら、必要な準備や手続を行っているという状況である。

この犯罪被害救援基金が準備している事業については、今申したように、どうしても限られた被害者等の救済という仕組みであり、最終とりまとめで提言された趣旨を全うするというところまでいかどうかということについては、必ずしもそうでもない部分が出てくると思うので、引き続き、

他省庁所管の基金等や新たな財政措置を講じた基金というものも、所用の検討が行われるべきであろうと考えているところである。

構成員 恐縮だが、もう一度、文部科学省にお願いしたい。私は、これからは犯罪被害者教育というか、犯罪被害者の人権を中心とした教育が非常に重要であると思う。聞いて見ると、これも余り行われていないようである。むしろ犯罪被害に遭った人がどんなに苦しいものかということを経験することは、同時に犯罪を抑止する効果を持つわけである。したがって、新しい科目として、被害者の問題を是非文部科学省で積極的にやっていただきたいと思っている。それも基本計画に入っていることであるが、現場の方にはまだ徹底していないようなので、是非よろしくお願いしたい。

構成員（省庁） 御趣旨は大変重要な点だと思うので、担当課の方にもよく伝えて、徹底する工夫とかいろいろな工夫を考えてみたいと思う。

構成員 私も、学校での問題で、加害者と被害者が両方生まれたようなときに、学校側が加害者をかばうような形で、被害者への対応が非常にまずくなるときがあるように感じられるので、そういう場合の対応ももう少し検討していただければと思うが、それも要望としてお伝えしたい。

構成員 先ほど警察庁より、性暴力被害者に対する緊急避妊措置及び初診料、検査費用についてはすべての都道府県が利用可能、つまり予算措置がなされたということかと思うので、それについては大変心強いものと思っている。

ただ、私どもの方で、産婦人科医師に性被害者に対する対応について調査をしており、その中で、先ほど警察庁の方からお話のあった支払いの仕方というものについて、やはりばらつきがあるということ。特に被害者の立替えというのはなかなか難しい事情があるということで、是非こちらの方は、被害者の立替えなく直接請求できるような形に進めていただければと思う。よろしく願いたい。

構成員（省庁） 警察庁としても御指摘のとおりだと思っている。ただ、被害者が病院へ先に行ってしまう場合はどうするかとか、あるいは私どもと病院との連携の問題で幾つか解決するべきところがある。今、改善の余地があるかどうか鋭意検討を行っているところである

構成員 本日まだ語られていないところだが、刑事訴訟の手續参加というのが実現され、また損害賠償命令制度というのも生まれたわけだが、これらについては、今後、半年、1年、2年と集積され、いろいろと検討されることになるのだろうと思う。どのように報告を受けて集積していくのか。個々の弁護士から集めるというのも大変であろうし、裁判所の方から「どういう状況か」というようにお尋ねになるのか。今後の方法としてはどのようなことをお考えになっているのか。

構成員（省庁） 犯罪被害者の刑事手續への参加の制度等について、その法改正を行った際に、

国会の方で修正がされて3年後に見直しをするという規定が盛り込まれている。そういう関係で、ちょうど施行されたところであるが、施行後3年間の実施状況については、法務省の方でも、検察庁の方からいろいろと報告を受けて、その実施状況がどうであるかという資料を収集した上で、3年後に何らかし手当をする必要があるかについて検討したいということで考えている。

構成員 先ほど、避妊の点については、全自治体に行き渡っているというお話であった。

構成員（省庁） 避妊そのものについては、全県で措置されている。

構成員 行き渡るとするのは、自治体の予算を組んで実施しているのか。

構成員（省庁） そのとおり。

構成員 遺体修復とか遺体搬送についてはどうか。ちょっと今の質問から離れるが、自治体の補助金の使途は。

構成員（省庁） 遺体搬送については、全都道府県のうち45の都道府県で予算措置が講じられている。遺体修復については、現在39の道府県で予算措置がされている。

構成員 修復は現実にはだれがやるのか。解剖した医者なのか。外国では専門家がいるという話を聞いたが。

構成員（省庁） 担当の医者が行う場合と、業者がする場合があると聞いている。

構成員 業者が外国では多いようなことを聞いたが、修復は何県であったか。

構成員（省庁） 修復は39である。

構成員 先ほど広報啓発活動について、さまざまな御意見が出されたので、一つだけお願いしたいと思う。12月1日前1週間を「犯罪被害者週間」としてさまざまなところで広報活動を行っていただけること、あるいは政府広報番組としてのテレビ番組等もあり、少しずつ一般市民の方たちには広がっていているのだと思うが、現実には、被害者の方が受ける二次被害の一番多くは近隣の方たちからという結果がいまだに出ている状況にあるので、広報啓発活動を、被害者の方が被害を受けてもそこに住み続けられるような社会づくりのために、もうひと工夫していただければと思う。全国の集会のときに、会場に行くと、どうしても関係者の方が多くて、一般の方たちが少ないという現状があるので、その点の更なる改善をよろしく願いたいと思う。

事務局 今回の御指摘は私どもも全く同じような問題意識を持っており、先ほど教育現場の話もあったが、率直に言って、まだまだ国民の皆さんにこういう犯罪被害者施策を推進しているということ、あるいは被害者の皆さんの置かれた状況の厳しさなどがまだまだ理解されていないのではないかと考えている。したがって、私ども内閣府としては、広報啓発活動を担当しているので、それは今後とも更に力を入れてやっていかなければいけないと考えている。また一方で、こういう施策は、前例があって、それを見習ってやってきているが、そういうことだけでもいけないのかと考えている。今お話があったように、もう少し犯罪被害者施策なりにその特性を踏まえた効果的な方策というものを、努力して、工夫して、更に進めていきたいと思っている。

構成員 先ほど仮釈放について話があったのだが、保釈の場面で犯罪被害者の方も意見を述べることができるという論点があったかと思う。それが、現時点においては、あるいは近い将来において、どのようになっているのか、制度として、こういった罪名のときには被害者から保釈に関する意見を述べるようになっているのか、たまたまそれを知っている被害者だけが言えるにすぎないのか。あるいは、検察庁の方から被害者に連絡することになっているのか。現在既にそれが行われているのかいないのか。近い将来行われるのか。その辺について教えていただきたいと思う。

構成員（省庁） 保釈の際に被害者の方の御意見を伺う、あるいは状況を伺うといったことについては、被告人側から保釈請求があると、いわゆる求意見という形で検察官が意見を述べる機会があるので、その際に検察官の方で必要に応じ被害者の方に御連絡をして御意見を伺う、あるいは状況を伺うということをするにしている。それは検察の内部で、基本法・基本計画を踏まえてそういった運用について周知を図っているというところであるので、個々の事案において検察官の方でそういった措置をとるといっているようにやっていると考えている。

構成員 そうすると、もう動いているのか。

構成員（省庁） 私どもとしては、現場の方で必要に応じそのような形でやっているというように理解している。

議長から予定の時間となったので質疑応答及び自由討議を終了する旨が告げられるとともに、議長から関係省庁においては本日の議論を踏まえ犯罪被害者等施策について、今後一層の推進をすることが要請された。

事務局から報告事項があった。

事務局 資料5、6、7が関係の資料になるが、新聞でも報道されていたので御存じの先生もおみえになるかと思われるが、現在、内閣府において、海外において犯罪被害に遭った場合について

の経済的支援について検討している。なぜ突然そんなことが出たかということになるが、この問題については御案内の先生が多いと思うが、先ほど来、話に出ている三つの検討会のうちの1つ、経済的支援に関する検討会でも、海外における犯罪被害に遭った場合等のことについて1つの論点になっており、一定の結論が出ていたのだが、そのようなテーマについて、経緯があってもう一度検討しているということである。検討会そのものは、昨年、最終とりまとめが出て解散しているので、検討会全体を束ねるといふ立場であったこの専門委員等会議の場で、まだあくまでそういう検討をやっているというだけのことだが、報告をさせていただく。

経緯は、資料5にある。これは国会の議事録だが、報道にもあったように、テロ対策のための特措法、これはテロといっても自衛隊の関係の法律だが、この審議の過程で、いわゆる海外におけるテロということで話題になった。民主党の藤田幸久先生から「9・11事件」の際、邦人の方が大勢犠牲になられており、この際の被害者への対応のあり方というのが取り上げられ、ここにあるような質問がされた。官房長官は、ここにあるような答弁をしている。「経済的支援に関する検討会」の最終とりまとめのテロの部分と同様な答弁をしているわけである。

資料6に、それを抜き出している。少し読みにくくなっているが、海外については、4の但し書きのところ記載がある。現在の犯罪被害給付金制度の対象は現行のものを維持すべきだということの最初くだりがあるが、この趣旨は、現行の犯罪被害給付制度の対象というのは、日本国内での故意による犯罪であるが、そこがもう少し広げられないかという議論がいろいろあった中で、最終とりまとめとして、それは「維持すべきだ」という結論が出ているということである。ただし、例外はあるということ、先ほど議論になった基金の対応を考慮するということが出てくるわけである。したがって、海外の被害についても、例外的な、ケースによっては、その基金での対応というのはあり得るということが一つあるわけだが、公的な制度の対象そのものには少し難しいだろうという結論がある。もう一つ、テロということについては、これも先ほど少し申し上げたが、事前にテロの被害についての特別策を法律などで決めるのは困難であるけれども、仮にそういうものが万一起きれば一定の対応をすべきだということが、但し書きのところ記載されている。

そういう意味で、海外のテロ被害者への対応というのは、関係省庁全体でコンセンサスを得た私ども政府としてのスタンスは、この最終とりまとめになるわけである。ただ、先日のインドの事案はこの議論の後に起きているので直接のきっかけではなかったのだが、アフガニスタンでボランティアの人が被害に遭ったりするなど、諸外国でそのようなテロが多く発生している。アメリカにおいては以前からそういう制度があるというのは承知していたが、イギリスでも特別に作ったのではないかという話もあり、そういう意味で海外の制度の動きもあるというようなこともあり、もう一度海外における日本人がテロ被害に遭ったときの対応ということについて、特に経済的な給付制度のようなものが必要なか必要でないのか、できるのかできないのかということを含めて検討するように、官房長官から私どもに指示がされた。そして、今、私どもの方で検討を始めたという段階である。

参考までに配布している海外における制度は、これは2年前のものなので少し古いですが、最新のものを調査し、改めて、海外の制度も参考にして、今後検討していくということにしている。

ただ、御承知のとおり、この件については、もともと先生方からいろいろな意見が出され、積極的な御意見もいただいていた経緯もあるわけだが、私ども行政の実務の立場としては、やはり国内と海外を同じように見ることはできないのではないかという議論、あるいは海外の場合、犯罪の実際の捜査を、国外犯でそういう管轄権はあるといっても、現実に捜査が展開できるわけでは必ずしもないので、詳細な事実がわからないというときに、国内の制度のような運用は少なくともできないだろうという問題点等もあって、新たな枠を広げた形での給付制度というのにはなかなか難しい点があると思っている。しかし、そういう従来 of 検討会でいろいろな議論もあったところなので、この際、海外の制度も、もう一度最新のものを調査して検討しようということで、今、検討を始めたということである。したがって、これが積極的な形になる方向に行くのか、なかなか難しいということになるのか、今の段階で軽々に私どもとしても申し上げられない状況であるが、そういう検討をしているということだけ御報告させていただき、具体的な進展によっては、別の機会にまた御報告させていただくこともあろうかと思う。

事務局からの報告事項に関する今後の検討結果については、おって報告されることとされ、その旨構成員から了承された。

最後に有識者構成員から一言ずつ述べられた。

構成員 私からは、お願いという形で少しお話しさせていただきたいと思う。

関係機関の皆様の本当に多大な御尽力によって、被害者支援策もここまで進んできたことを大変嬉しく思っている。

ただ、さまざまな制度はできたが、被害者の方が安心してその制度を使うことができるためには、やはり被害直後から被害者の立場に立って相談に乗る犯罪被害者等早期援助団体の支援がないと、なかなか被害者の方はうまく活用できないと思う。なぜかと言うと、被害者は事件のショックが大き過ぎて呆然自失状態の中では、自分に何が必要なのか、これから何をすればよいのかということの判断さえもできなくなっているからである。混乱状態にある被害者が安心して制度や施策を使えるようにするためには、被害者の方の心理状態などを的確に判断して、その時期に応じた情報提供や具体的な支援が行われなければならないと思う。制度をよく理解できないがために、あるいは不安のために参加をしないということになると、事件から月日が経ったときに、なぜあのとき使わなかったのかということの後悔をしてしまうということがよくあり、自責の念を強めてしまうことにもなると思う。日本のどこに住んでいても、被害に遭えば早い時期から支援を受けることができる社会にするためには、都道府県の公安委員会の指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体の活動を活発化させることが一番重要なのではないかと考えている。そしてまた、よい支援を提供するためには、優れた人材が必要である。身分保障もされずに、能力に見合った収入も得ることができないような現状の被害者支援センターもたくさんあるという中においては、優秀な人材も集まらないと思っている。

そのためには、何としても運営に必要な資金の確保が急務だと思っている。振込め詐欺などに関しても、国が差し押さえた金額を被害者の方に返還した後も国庫に残る見込みだということを知っており、是非これを財源として、何か特別法の制定等によって基金を作っていただき、被害者への救済的支援と、あと被害者支援センターの適切な運営のために使えるようにしていただきたいと思う。

犯罪者の更生と社会復帰のためには、毎年莫大な税金が使われている。それと比べて被害者はどうか。被害者も社会復帰をするために、是非被告人と同額でも構わないので、お金を使っていたきたい、そのように願っているのも、是非よろしくお願ひしたいと思う。被害者も、国とか社会に対する信頼感は全部なくしてしまうかもしれないが、それでも国が精一杯被害者のために目を向けている、支援を行っているということが被害者に伝われば、苦しくても悲しくても、どんな状況であっても国を信じて精一杯残りの人生を生きていこう、そのように回復できると思うので、是非よろしくお願ひする。

構成員 12月1日から被害者参加・損害賠償命令、今日から少年法の傍聴とかということで、検討会も、発展的議論が行われて、基本法の検討をしたところが実現したということで、大変感慨深い。

文部科学省の方に申し上げたが、国民にはまだ余り知られていない。大会でお祭り騒ぎのように毎年やるが、あれはやったきりになってしまって、実際にまだなかなか行き渡ってはいないというのがあり得るので、それぞれの現場で下の方をとにかく動かすように御努力いただきたいと思う。それには、子供、学校を使うのが非常にいいのではないかと思う。子供に話せば親にも話すし、是非学校教育で小さいときからやっていただく方が早いかなと思った。早いというよりも、将来を見据えた場合、効果的と思う。

構成員 法律家の観点から述べると、被害者支援について、法的整備という点ではかなり進んだと思われる。運用の成果というのはこれからであるので、今後も注意深く観察する必要があるのではないかと考えている。犯給法が一部改正されて「犯罪被害者支援法」になったわけだが、その名に値するような実績を是非もたらしていただきたいと思う。

特に、犯給法が改正されて「自賠償並み」ということが強調されたが、決して個々のケースにおいてはバラ色ではない、抜け落ちている部分は幾つもあるわけだが、今後、そういう点で不十分な点を検証していかなければならないと思っている。また、先ほど基金のことを言われたが、少し進んでいることは大変喜ばしいと思うが、この点、非常に期待がかかっているのも是非頑張っていたきたいと思っている。

それから、テロのことを先ほど述べられたけれども、私は賛成の立場であり、テロの定義というのは非常に難しい、さらに国際的にも難しいと思う。また、テロの実態を把握するというのは非常に難しい面があるのだが、犯罪被害者の面から見ると、いわれなき被害という点では国内であれ国外であれ同じであり、この点も是非考慮していただき前向きに検討してほしいと思っている。

それから、刑事裁判への参加、あるいは少年審判への傍聴であるが、これは学会等で非常にさま

ざまな異議が出されており、法律上かなり慎重な規定が盛り込まれたが、法曹三者にとっては非常に重要な、同時に荷の重い仕事だと思うが、スムーズな運用を切に願いたいと思っている。

構成員 この度、基本計画の推進会議に参加させていただき、基本計画の立案の方に関わらせていただいた立場としては、これだけの施策がこのように進んでいることは、関係省庁及び各団体、支援団体、当事者団体の方の大変な御努力があったものと思っている。

私どもの方は調査研究ということで、実際には厚生労働科学の研究費として、被害者の、特に御遺族を中心とした調査をしてきた、その中で感じたことは、地域格差が非常に大きいということがあり、大都市に比べると、中小都市においては、制度は知っているけれども利用できないという、また制度についての行政担当の方々の周知がやはりなかなかされていない部分があって、末端までまだ行き渡っていない部分があるということがあると思う。

もう一つは、やはり中央においては非常に熱い議論がなされて、実際の被害者の方々が支援を受けるのは末端、現場であるので、これからは、いかに現場で本当にそれが利用できる形になるのかということを進んでいくことが非常に大きなことであると思っている。そのためには、内閣府の方でもされているように、評価をして、それがどれぐらい行き渡っているかというのを絶えずフィードバックするということが大変重要かと思うので、是非継続的な普及についての調査を実施していただき、よりきめの細かい制度として反映されることを願っている。

構成員 平成 17 年の春に日弁連の副会長を終え、やれやれ終わったかなと思っていたら、こちらの内閣府の委員になるようにと言われ、私は全く素人だったのだが、ここまで育てていただいた。

当時は刑事訴訟手続に参加の問題と、当時言われていた附帯私訴の問題で、日弁連の中では真っ二つに分かれており、非常に大きな対立があった。それで、日弁連の中の委員会で両方をとりまとめる委員の人は、円形脱毛症になるほどひどい精神的な苦勞を帯びていた。そこに私が入るのかなと思ってちょっと憂うつだったのだが、それでもおかげさまで、私が就任してからは非常に円満に民主的に話ができ、大変よかったと思っている。刑事手続参加でも、損害賠償命令でも、まだこれからスタートするわけなので、どうぞ先ほどお話しいただいたように、いろいろ情報を集めて、長所、短所があるかと思うので、それを発展できたらよろしいのではないかと考えている。

関連する制度として、国選の代理人の制度が生まれた。法テラスの方でもまたいろいろ仕事の範囲が広がって、これからまだまだ検討していかななくてはならないところだろうと思っている。

今日、これまでの成果ということでいろいろお話を聞き、決定的に大事なものは、一番大事なものは何か。いろいろあるが、一番大事なものはやはり広報・周知の点ではないか。これは国民も知らないし被害者も知らない。それから、国の方の方々も知らないところがいっぱいある。地方公共団体は、構成員のお話にもあった、知らないということであるので、この広報・周知をどのようにするかということは非常に大きなテーマであろうかと思う。『犯罪被害者白書』に平成 19 年度以降の「政府広報実績一覧表」というものがあるが、これを見ても、新聞も一、二度広報されている。テレビは何回かあるようだが、これがどの程度か、30 秒だったのか 1 分だったのか、ここではちょっと

わからないが、相当やって、お金はかかるかもしれないが、これが早道ではなからうか。この制度を育てるのに一番早いのではなからうかと思う。学校教育も、構成員が言われたようによろしいかもしれない、そんなことを感じた。要は、仏様ができたわけで、これから魂を注入しなくてはならないところだと思う。

構成員 3回の「被害者週間」を見て、ほとんどの集会在支援中心に組み立てられている。標語も支援だし、シンポジウムに行っても支援となっている。しかし、本当は被害者の尊厳を守ることによって被害者週間になったわけなので、支援の日ではなくて、尊厳を守ること、被害者をもっと正面に押し出した被害者週間の運営、大会等をやっていたらいいと思った。それをお願いしたいと思う。

議長 私は十数年前から被害者支援の活動に関わってきたが、今日の進捗状況に関する御報告や論議をお聞きし、本当に大きな変化、あるいは犯罪被害者への支援が幅広く、また非常に深く変わってきているので、大きな感銘を受けた。まだまだ遅れている領域もあって、今日私が挙げた民間団体の支援などは、私は犯罪被害者の方たちの支援というものは民間団体が本来やるべきであると思っていたわけではなく、本来国がすべきものをどこもしないから始めて、いろんな財団も応援してくれるが、これは国が動き出すまでお願いすると言ってきたものなので、ようやく国が動き出しても、まだ民間団体は国の直接のお金は無理と言われて非常に苦労して、抜けられたらつぶれかねないような状況があるということなので、こここのところは是非これからも応援していただきたいと思う。

私の意見の中で書いたが、被害者支援というのは、犯罪加害者の更生保護を進める上でも、ずいぶん被害者を放置していることが問題だということで、いろいろな国で、そういう視点から、きちっとした更生保護の事業並みの活動が始められたり、あるいは同じように法務省が両方の仕事をしたりというようなことがいろいろな国で起きているわけで、日本では、更生保護はもう100年の歴史があって、いろいろな財政的な基盤もしっかりし、また、スタッフも公務員並みの給料がもらえてというのは、今の民間団体とは相当な差があることから、その差を何とかこれから埋めるように、皆さんの関係省庁で協力して努力していただければと思う。

いずれにせよ、支援の枠組みはずいぶんしっかりと幅広くできてきたが、これが本当に被害者のニーズに応えるものになっているのか、あるいは基本理念に沿うような形で実現されているのかということは、これから毎年、毎年、点検して、そして不足のところを補っていくということを5年、10年かけてされていかなければいけないのだろうと思う。

事務局 事務局から次回の会合については、平成21年の6月下旬から7月上旬を予定している旨が連絡され、議長によって閉会が告げられた。